

花巻市男女共同参画基本計画の見直し方針について

1. 基本計画見直しの趣旨

平成19年3月に策定した現花巻市男女共同参画基本計画が平成28年3月に計画期間を満了することから、これまでの取り組みの成果、市民の意識及び社会経済状況の変化等を踏まえ、全面的な見直しを実施する。

また、本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に定める「市町村基本計画」を兼ねるものである。

2. 法令・条例との関係

(1) 花巻市男女共同参画推進条例第8条

市長は、男女共同参画社会の形成を促進するため、基本計画を策定する。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3
市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(3) 花巻市議会基本条例第15条第2号ア

男女共同参画基本計画の策定及び変更は、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件とする。

3. 県内他市町村の状況

(1) 県内33市町村のうち33市町村が男女共同参画計画を策定済み。

(2) DV防止法に基づく基本計画に関する部分については、当市も含め県内16市町村で男女共同参画計画又は他計画に含む形で策定済み。

4. 基本計画の概要

(1) 基本計画の性格

- ・総合計画との整合を図りつつ、分野ごとの施策を横断的に捉え直し、男女共同参画の視点で関連付けていく。
- ・DV防止法に基づく基本計画部分に関しては、内閣府が示す策定方針を踏まえた見直しを行う。

(2) 基本計画の構造

現計画の成果等を勘案しながら、骨格や考え方については現計画を踏襲する。

【主な内容】

○計画の基本的な考え方

- ・基本理念、計画の目標、計画の位置づけ、計画期間

○計画体系

- ・計画体系一覧

○基本計画の内容

- ・基本目標
- ・基本施策
- ・現状と課題
- ・施策の展開

○計画の推進

- ・計画の推進体制
- ・計画の進行管理

(3) 計画期間

8年間(平成28年4月1日～36年3月31日(総合計画長期ビジョンの終期に合わせる))
ただし、社会経済状況の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行う。

5. 見直し体制

- (1) 男女共同参画推進幹事会… 庁内各部の担当で構成し、審議会に示す計画素案の検討・調整等(既設)
- (2) 男女共同参画基本計画検討委員会… 団体推薦、知識経験、公募からなる検討委員会であり、計画素案の検討・調整作業(新設)
- (3) 男女共同参画審議会… 団体推薦、知識経験、公募からなる審議会であり、計画素案の諮問、答申(既設)
- (4) 庁議… 庁内各部長以上で構成され、部局横断的・総合的に調整、決定する。

6. 市民参画

- (1) 意向調査… アンケート形式により市民の意識の変化等を把握する(平成27年1月)
- (2) 関係団体との意見交換… 計画素案のたたき台について自由な意見交換(平成26年11月～1月)
- (3) 検討委員会… 計画素案の検討・調整作業(平成27年5月～9月) 5回程度
- (4) 審議会… 策定方針協議、中間報告、計画素案の諮問、答申 4回程度
- (5) パブリックコメント… 計画素案を示し意見募集(平成27年10月下旬～11月下旬)

7. 策定スケジュール

- (1) 平成26年度… 男女共同参画幹事会及び審議会の開催、関係団体との意見交換会、意向調査の実施、計画素案たたき台の作成
- (2) 平成27年度… 男女共同参画基本計画検討委員会、幹事会及び審議会の開催、パブコメの実施、議員説明会の開催、議会議決

【スケジュール詳細】

平成 26 年 10 月中旬、下旬	幹事会、審議会（事業実績、策定方針等の協議）
平成 26 年 11 月～平成 27 年 1 月	関係団体との意見交換会
平成 27 年 1 月上旬	アンケート実施
平成 26 年 12 月～27 年 4 月	計画素案たたき台作成
平成 27 年 5 月～9 月	検討委員会（計画素案の検討・調整）
平成 27 年 6 月下旬～7 月上旬	幹事会、審議会（中間報告）
平成 27 年 7 月～10 月	計画素案作成
平成 27 年 10 月中旬	幹事会（計画素案の検討・調整）
平成 27 年 10 月下旬	議員説明会
平成 27 年 10 月下旬	庁議（計画素案決定）
平成 27 年 10 月下旬～11 月下旬	パブリックコメント実施
平成 27 年 12 月上旬～中旬	審議会（諮問）、審議会（答申）
平成 27 年 12 月下旬～1 月中旬	計画案作成
平成 27 年 1 月下旬	庁議（計画案決定）
平成 27 年 2 月上旬	議員説明会
平成 27 年 3 月	3 月定例会へ上程

【資料】

○花巻市男女共同参画推進条例第 8 条

市長は、男女共同参画社会の形成を促進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

○花巻市議会基本条例第 15 条

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画（花巻市まちづくり基本条例（平成 20 年花巻市条例第 24 号）第 18 条に規定する総合的な市政運営の基本となる計画をいう。）の策定及び変更
- (2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業等の策定及び変更で次に掲げるもの
 - ア 花巻市男女共同参画基本計画 イ 花巻市環境基本計画 ウ 国土利用計画花巻市計画